

多様な人財確保のために 取り組む事業者を支援します



外国人、高齢者、障害者、女性など、多様な人財を雇用し、中小企業等における安定的な人材の確保を支援するため、社内研修や働きやすい環境整備等に取り組む際にかかる費用を補助します。

1. 多様な人財確保事業費補助金

新たに実施する採用活動や職場体験等の実施にかかる費用を補助します。

2. 働きやすい環境整備事業費補助金

市内事業所等で勤務する従業員の確保と定着のために実施する施設や設備の整備にかかる費用を補助します。

3. 働き方改革推進企業認定チャレンジ奨励金

国の働き方改革に係る認定取得を目指して取り組む際にかかる経費に対し、奨励金を交付します。



※裏面もご確認ください

【申請・お問い合わせ】

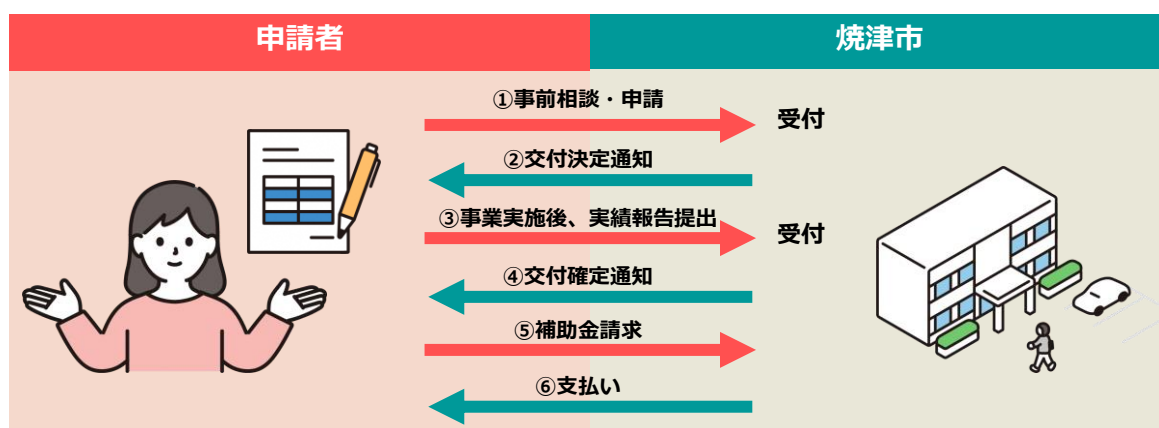
焼津市役所 経済部 商工観光課 商工政策担当（焼津市役所本庁舎 6 階）

☎054-626-1175 メール：shoko@city.yaizu.lg.jp

	【ソフト環境整備】 1.多様な人財確保事業費 補助金	【ハード環境整備】 2.働きやすい環境整備事業費 補助金	【国の認定取得支援】 3.働き方改革推進企業 認定チャレンジ奨励金
補助率	・ 補助対象経費の 1 / 2 ・ 上限 20万円	・ 補助対象経費の 1 / 3 ・ 上限 20万円	・ 補助対象経費の 10 / 10 ・ 上限 20万円
対象経費	・ 市内の事業所等で勤務する従業員を雇用するために新たに実施する事業 ①採用情報を掲載するためのウェブサイト等の開設及び改修 ②就職情報サイトなどへの求人情報掲載など ③業務の仕分けや就業体系の見直しなどの依頼 ④リスクリング等の社内研修やその仕組みの構築など	・ 市内の事業所等で勤務する従業員の確保と定着のために実施する事業 ①福利厚生向上により、働きやすい環境づくりに繋がる施設、設備等の整備 →休憩室、託児スペース、更衣室、シャワー、男女別に使用するためのトイレ、従業員寮など ②労働環境の改善により、働きやすい環境づくりに繋がる施設、設備等の整備 →スロープ、手摺り等の設置、床面の段差解消など ※ただし、令和7年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金の補助対象となるものを除く	【対象とする国の認定制度】 ①えるぼし認定 女性の活躍推進 ②くるみん認定 仕事と子育ての両立支援 ③ユースエール認定 若者の雇用と育成 ④もにす認定 障害者の雇用促進 ・ 上記対象の認定制度取得に向けた事業に係る経費 →社内研修の講師謝礼、視察や事業実施に係る旅費、専門家・コンサルティング委託料、行政書士等への手数料、会場使用料、消耗品費、印刷製本費など
補助対象者	・ 市内に事業所がある中小企業者、個人等（法人の場合は主たる事業所が市内であること） ・ ①～③を満たしていること ①焼津公共職業安定所で求人を行っている ②市税の滞納がない ③国等から同様の補助を受けていない	・ 市内に事業所（事務所、店舗等を含む）がある中小企業者等 ・ ①～③を満たしていること ①市税の滞納がない ②国等から同種の補助を受けていない ③令和6年度にこの補助金の交付を受けていない	・ 主たる事業所が市内にある中小企業・協同組合等（法人のみ） ・ ①～④を満たしていること ①労働関係法令を遵守している ②市税の滞納がない ③国等から同様の補助を受けていない ④令和6年度にこの奨励金の交付を受けていない
その他	・ 補助事業完了後の3年間、焼津市が行う採用実績等の調査に必ず回答すること	・ 令和8年3月31日までに当該補助金の対象となる事業が完了するもの ・ 市内に事業所（個人事業主については住所）を有する中小企業者等に施工を発注するもの	
HP	詳細はこちら→ 	詳細はこちら→ 	詳細はこちら→ 

事業の流れ

※申請前に担当までご相談ください



予算が限られているよ。申請を考えている方は、まずは相談してみてね！